

予算決算常任委員会

平成22年9月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	小林 誠
浦野 圭司	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	企画財政課長	西川 肇
税 務 課 長	加藤 惠三	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	国保医療課長	西卷 昭男
国保医療課参事	寺田 良信	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	今西 弘至	会 計 管 理 者	野崎 一也
教委総務課長	植村 俊彦	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	下 水 道 課 長	上田 俊雄

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、木田委員

委員長 皆さんおはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に里川委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第35号、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。西川企画財政課長。

企画財政課長 議案第35号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 当補正予算につきましては、前回の当委員会でご説明いたしており、その内容の変更はございませんが、本日は補正予算書によりご説明させていただきます。まず、歳入からご説明をさせていただきますので、補正予算書の7ページをお願いします。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金では、児童手当及び子ども手当特例交付金、減収補てん特例交付金の平成22年度交付額の決定に

よりまして、合わせて626万4千円の減額補正をお願いしております。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税では、平成22年度の普通交付税交付額の決定によりまして、2億8,844万7千円の増額補正をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金では、浄化槽設置整備補助事業の決算見込増に伴いまして、循環型社会形成推進交付金、129万8千円の増額補正を、また、第3目土木費国庫補助金では、JR法隆寺駅周辺整備事業に係ります社会資本整備総合交付金の交付見込額が示されたことから、220万円の減額補正をそれぞれお願いしております。次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第2目衛生費県補助金では、衛生費国庫補助金と同様の理由によりまして、浄化槽設置整備事業費補助金、129万8千円の増額補正を、また、第6目総務費県補助金では、当町が取り組んでおりますバイオマス利活用推進事業が採択されまして、それに交付されます活力あふれる市町村応援補助金、750万円の追加補正をそれぞれお願いしております。

次に、9ページでございます。第17款寄附金、第1項寄付金では、福祉費寄附金で、ふるさと納税によりまして6名の方からご寄附がありましたことから、12万5千円の増額補正、また、都市計画費寄付金で、ふるさと納税によりまして2名の方からご寄附がありましたことから、3万円の追加補正をお願いしております。次に、第19款繰越金、第1項繰越金では、平成21年度会計の余剰金の確定によりまして、前年度繰越金、5億3,339万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第21款町債、第1項町債、第2目土木債では、JR法隆寺駅周辺整備事業債において、今年度前期の起債同意予定額の確定等によりまして、220万円の増額補正を、10ページございますが、第3目臨時財政対策債では、今年度の発行額の確定によりまして、3,720万円の増額補正をそれぞれお願いしております。

次に、歳出予算の補正でございます。11ページをお願いいたします。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、

年度途中において職員の退職があったことなどによりまして、臨時職員の増員が必要となったことから、その所要額として職員手当等、共済費、賃金、合せてまして1,416万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第5目財産管理費では、土地開発公社保有地の代替用地1ヶ所の購入のため、公有財産購入費1,634万4千円の増額補正を、また、平成21年度決算剰余金の一部を財政調整基金に積み立てることから、3億円の増額補正を、また平成21年度の決算剰余金の一部を活用しまして、土地開発公社保有地3ヶ所の購入のために、土地開発基金への繰出金、1億4,500万円の増額補正をお願いしています。この土地開発公社につきましては、その経営資金を金融機関等からの借り入れによって行っていることから、現在保有します4ヶ所の保有地の借入金の利息等が毎年約300万円程度、草刈経費、支払利息等でございますが、これが増えることから、借入金を無くし、利息の発生を停止することで、土地開発公社の健全化に向けた取り組みを行うものであります。このため、今回、土地開発公社保有地1ヶ所を一般会計1,634万4千円で買上げまして、またその他の土地開発公社保有地3ヶ所につきましては、土地開発基金に1億4,500万円を積み立てまして、これにより買上げることで、土地開発公社の保有地を全て処分するものでございます。なお、土地開発基金で買い上げます土地につきましては、パークウェイ事業やJR法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況により処分を行いますが、現時点では流動的でありますことから、土地開発基金で一旦買上げを行い、事業の進捗状況によって処分を検討することとしております。

次に、12ページから13ページにかけてでございますが、第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費では、個人町民税及び法人町民税、固定資産税について、当初見込みを上回る償還が見込まれることから償還金として、370万円の増額補正をお願いしております。次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、職員の退職によりまして、給料、職員手当等、共済費、合わせまして645万7千円の減額補正を、また、歳入でご説明しました福祉費寄附金の「福祉基金」への積み立て、1万3千円の増額補正をお願いしております。次に、第7目あ

ゆみの家管理運営費では、作業室のエアコンの更新が必要なため、工事請負費73万5千円の増額補正をお願いしております。次に、第8目障害福祉費では、平成21年度障害者自立支援給付費国庫負担金等の超過受け入れによりまして、国庫に償還する必要があるため、国庫負担金等精算還付額183万6千円の増額補正をお願いしております。また、第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、エアコン室外機や浴室換気装置などの修繕のため、109万9千円の増額補正をお願いしております。次に、第10目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計において、事務費繰出金、33万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、14ページの第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、職員の退職によりまして、給料、職員手当等、共済費、合わせて、622万8千円の減額補正を、また歳入でご説明しました福祉費寄附金の12万5千円のうち、11万円の財源振替をここで行っております。

次に、15ページでございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費では、第2目感染症予防費では、平成22年4月より、3歳児の初回の日本脳炎予防接種の積極的勧奨の再開のため、委託料として、713万5千円の増額補正をお願いしております。また、第4目健康増進事業費では、歳入でご説明しました福祉費寄附金12万5千円のうち、2千円の財源振替をお願いしております。次に、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、歳入でご説明しました活力あふれる市町村応援補助金の受け入れによりまして、750万円の財源振替をしております。次に、16ページでございます。

第3目し尿処理費では、浄化槽設置整備事業において、当初見積りを上回る要望がございましたことから、負担金補助及び交付金389万4千円の増額補正をお願いしております。

また、第7款土木費、第4項都市計画費では、第7目景観保全対策事業費では、歳入でご説明しました都市計画費寄附金、3万円の財源振替を。また、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、社会資本整備総合交付金の減額、またJR法隆寺駅周辺整備事業債の増額によりまして、220万円の財源振替をお願いしております。

最後に17ページの第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源3億8,212万6千円の留保させていただくものでございます。

次に、4ページにお戻りいただきたいと思います。第2表 地方債補正についてであります。歳入のところで申し上げました町債ですが、まず、JR法隆寺駅周辺整備事業では、220万円の増額補正を行うことから補正後限度額を5,030万円に、また、臨時財政対策では、3,720万円の増額補正を行うことから、補正後限度額を6億1,190万円にそれぞれ変更するものがございます。それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上、議案第35号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 ちょっと分からないところお聞きしておきたいと思うんですが。方交付税の額の決定で増額補正をするということなんですけども。ともちょっと私、地方交付税は疑問に思っておったんですが、本来、地方交付税法でいう、斑鳩町で言う基準財政需要額、それに自主財源が足りない部分で交付税で補なわれるというのが本来ですし、その後いろいろな起債を交付税で、後から交付税算入しますよと、率は80%ですとか、そういういろいろなことがあって入ってきて、そういう積算をして、こちらとしては地方交付税がいくら入ってくるだろうというふうに考えるわけですよ。ところが国はそれを削ってくるということやったんですけども、今回、国のほうが地方交付税増やしましょうというような方針を出されて、このように大きな2億8,800万というね、非常に大きな増額補正っていう形で出てきたんですが。この増額をした形で現状の斑鳩町というのは基準財政需

要額に対してですね、釣り合いがとれるような形できちっと計算が今現状されているというふうに、私たちはこれプラスして20億3,200万、これだけの交付税で、それで斑鳩町が積算をしているとおりの交付税としていただけてると、この金額で満額だというふうに私たちは見ていったいいのか、これでもまだ本来よりは不足しているという判断せんといかんのか、その辺について教えていただきたいなと思うんですが。

町長

これは小泉内閣の時に三位一体改革、その以前までの関係は、だいたい斑鳩町には23億交付税がございました。特交を含めてですね。そういう中で三位一体の改革で削ってこられたということで、かなり地方の格差が生まれてきた。その時は23億がだいたい17億ぐらいに下がってまいりました。5億ほど減ったと。その中で政権が変わって交付税を1兆円なり、2兆円なり出していこうということですから、そのへんで、1兆円でだいたい市町村の平均1億円、2兆円で2億円という形になってきたんです。だから一応今まではシャープ勧告にならなくてずっと交付税は一定保持されてきたんです。これはもう完全に日本の国のひとつの交付するものとしてはやっぱり交付税と、それから特別揮発油税とか、あるいは道路財源ですね、そういうものがあつたわけなんですけども、それを結局、一般に使っていくということで改めたわけですから。そこらから大いに変わってきたと思います。現状は斑鳩町でも今20億ですけども、考えてみますと23億から24億というのはだいたい通常ですから、そういう点では地方の格差を生んだということから、市町村から反発を招いたということが大きな原因だと思いますし。今現状は20億に、一応2億なんぼは増えましたけどもね、ただこれでは。斑鳩町は、一番安定した財源ですから、やっぱり景気悪なったら税金は減りますから、町税が。減った分でも交付税が安定してましたら23億という、ひとつの計算ができます。当初は斑鳩町がだいたい町民税が30億、そして交付税が23億ということで53億という関係はできたわけですけども、それから5億減るということは非常に大きな財政的には厳しいということですので、里川委員のご指摘のように、当初は交付税算入、財政基準額をですね、そういう確保をされた。

これによって変動してるのが、広域圏行政でもやっぱり交付税率は上がってまいりますから、だからそういうことを考えますと、非常に今まで広域圏行政が何がよかったかという、交付税算入があるから、そういう広域圏行政をしていこうということで、王寺周辺の広域7ヶ町村の西和消防でもやっていますけども。これをやっぱり交付税が減ってきますと、かなり厳しい、持ち出しが増えて、おそらくだいたい3億ぐらいになってくる、今2億数千万ですけども。そういう点を考えますと非常に厳しいということで、おっしゃっていただくように、今2億なんぼありますけども、20億ということで、だいたい23億ぐらいが斑鳩町のベースだと思っています。

里川委員 わかりました。まだまだ厳しい状況が続いている中で、今回ですね、社会資本整備交付金ということで、公共下水道はじめ、建設関係ね、土木とか関係の補助金というものを交付金化する。そんな中で、人件費、事務費については交付金の対象にならないというようなことで、その代わり起債をなさいと、起債したら交付税であれ何割でしたか、算入しますよという形でね、起債せえ、これまでの中でよくありましたね、そうやって起債せえ、起債せえと言っておいて借金増やさせて、そして交付税算入しますよということで、だけど交付税が切られて厳しいと。よけい市町村としては厳しいというような回りになってきている。この点については十分気をつけながら、今後の国の財政の流れをきちっと見ていかなあかんなど私も思っているんですが、当然町のほうもそういう点についてはお考えになっておられるとは思いますが、それで先日ですね、土木のほうの、建設のほうの関係とか、公共下水の事務費の関係もね、見通しとしてどうですかということもお尋ねをしたことがあるんですけども。今後そしたらそういうことについても十分やっぱり検討を加えながら交付税算入があるから起債でいくのがいいのか、ここはちょっと頑張って起債おこさんと自主財源でなんとか頑張れるのかとか、そういうところの判断というのも、私たちがやっぱりきちっとしていかなあかんのかなというふうなことを考えたりはしているところなんで、また、これからも町のほうも国の動向を見ながら十分研究をして、安定的な財政運営に努めていただきたいというふ

うにお願いをしておきたいと思います。

それとね、土地開発公社の件なんですけれども、私よくわからないので、これについては教えてほしいんですが、一般会計で土地を買い上げるということもするけれども、でも一般会計から土地開発基金にお金を繰り入れをして、次は基金で買い上げると、お金の出所は一緒なんですけれども、その手続き的になにか違いがあるのかどうか、どちらがやり方としてベストなのか、私よくわからないので、両方のやり方をしているというところがちょっとわからないのでね。そこのところ、ここに出てきておりますのでね、初日に今後は土地開発公社の廃止を含めて、そういったことも視野に入れてというような説明もあったと思うんですけれども、今後開発公社の整理っていうんですか、検討していく上においてもこちらも十分に勉強もしていかないといけないんですけれども。財政処理といて、そこにどう違いがあるのか、私ちょっとつかみきれないので、教えていただきたいなというふうに思っております。

副町長

まず1点ですけれども、今回、土地開発公社のほう、一般会計と土地開発基金で買っている分がございまして、一般会計で買い戻ししている分につきましては、いわゆる峨瀬の集会所の分がございまして、残地として緑地が残っております。この分につきましては代替地とか処分もしにくい分がございまして、当然町で買い戻しをいたします。次に、あと残りにつきましては、代替用地もしくは事業用地として土地開発公社で買ったものでございまして、事業用地につきましては次に事業をする時に活用するものでございまして、土地開発基金で買って置いて、次に補助金が取れば補助金を取っていくということになってまいります。町で買い戻ししますと、補助金を取ることができませんので、そういうことになっております。あと代替地につきましては、当初土地開発公社が買ってありますのでその目的もございまして、その土地の目的を明らかにするために一般会計、ここにすぐ吸い込んでいった場合につきましては、その土地の使用目的が明確にならないということで、土地開発基金で買っていくということでございまして、

次に、土地開発公社の将来的な展望でございますけども、昨今やはりいろんな自治体におきまして、土地開発公社については廃止をする方向となっております。ただ、本町の場合でも将来的には廃止の方向で進んでおります。ただ、今、現在駅前周辺整備やっておりますんで、ここで万が一補助金がつく前にどうしても買ってほしいという方がございましたら、先行取得をする場合もございますんで、一応土地開発公社は残しておいておるということでご理解をいただきたいと思っております。

里川委員 先行取得があり得るということで、基金の設置の目的がそういうことですのでね、それがあり得るということで残すんだと。でも目鼻がついてきまして、その一定の事業が収束が見えてきたら、これを廃止していこうという全国的な流れの中で、当町もそういう形になると思うんですが、その時点で土地開発基金にお金が残っていた場合、どんな処理の方法っていうふうになるんですか。

副町長 処理の方法ですけれども、基金に残ってございましたら、基金と土地開発公社2つありますけども、まずおたずねの土地開発基金にお金が残ってございましたら、その時点で一般会計にそのお金を繰り入れをいたします。土地開発公社も同じです。土地開発公社、当然、出資金の500万がございまして、これは絶対残ってまいります。これについても土地開発公社が解散した時点でこの出資金を引き上げてゼロにすると、なおかつ残余金もございましたら、それも一般会計に繰り入れをして、土地開発公社を解散すると、こういう手続きになってまいります。

里川委員 そしたら、その手続きについてはなんら煩雑な面というのか、問題というのではないわけでよろしいです。そしたら、これまで土地公で先行取得した土地については長年いろんな問題もありました。金利が長引いて塩漬けになって、金利が高くなりすぎてね、大変なことが起こって何億という損失が出たりとか、これまでもいろいろありましたけれども。今後これらが整理されていくんだろうということでは、手続き的な面で私たちもきち

っと見ていかないかんというふうに思っています。

あと1点だけすいません。福祉課の職員が途中退職をして、減額となるということで、ここに出ておりましたけども、課長補佐が担当、児童福祉の係長を兼務ということになっておりますけども、児童福祉の係というのは、保育所や学童保育室というような出先もたくさんございます。そこに所属する臨時職員さん、一般の正職もちろんのこと、臨時職員さんも正職以上にたくさんいらっしゃいます。そういった方々を監督していかんといかんということでは、非常に重要なポジションになっておりますが、今まで担当したことのない補佐が係長を兼務しているということで、非常に大変だろうというふうには考えているんですが、これ、今後の方針としましてはきちっとした、児童福祉については係長を、今まあ年度途中だったということなんですが、新年度におかれては児童福祉の係長というのはきちっと置いていくという考え方をお持ちなのかどうか、そこについて確認をさせていただきたいというふうに思いますが。

総務部長 児童福祉の担当係長の来年度の人事異動を含めての話でございますけども、今現在のところ、確約という形では申し上げにくいんですけども、なるべくそういう方向で配置をしてまいりたいと考えております。

里川委員 出先を持ってまして、本当に多数の職員さんの監督をしなければならない。何かがあれば出先へも出ていかないかんということもありますのでね。やはり担当の係長という形できちっと置いていただいて、そして補佐は、やはり課長を補佐するということで、課長がいない時にまた自由に動けるような立場を取っていただけたら、ぜひ、そういう形で前向きに検討していただけるように、人事のことですので、お願いしかできませんので、よろしく願いしておきたいと思えます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第36号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第36号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

課長

まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきましてご説明をさせていただいた内容と相違はございませんが、補正予算書によりましてご説明をさせていただきます。

課長

本補正予算の内容につきましては平成22年度の前期高齢者交付金の確定と、この交付金の確定に伴う国庫、県支出金の補正、レセプト審査支払システム等の最適化に伴う国民健康保険システム変更業務委託に係る補正、本年度に納付すべき後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の確定と、国庫等から受け入れるこれらの概算交付金の確定に伴う補正、前年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分の返還に係る補正などとなっております。恐れ入りますが補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金では第1目療養給付費負担金で5,953万9千円の減額補正をお願いしております。その内容は、社会保険診療報酬支払基金からの交付を受ける本年度の前期高齢者交付金概算交付額の確定により、第1節医療給付費分現年分で、5,056万9千円の減額、本年度に納付すべき後期高齢者支援金の確定により、第2節後期高齢者支援金分現年分で、310万7千円の減額、同じく介護納付金の確定により、第3節介護納付金分現年分で、586万3千円の減額をお願いしております。

第2目老人保健医療費負担金では、本年度に納付すべき老人保健医療費拠出金の確定により、137万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、第2項国庫補助金では、第1目調整交付金で、1,612万4千円の減額補正をお願いしております。その内訳は、第1項国庫負担金と同様の事由により、第1節医療給付費分普通財政調整交付金で、1,375万円の減額、第2節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、82万2千円の減額、8ページにお移りいただきまして、第3節介護納付金分普通財政調整交付金で、155万2千円の減額補正をお願いしております。

次に、第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金では、第1目前期高齢者交付金で、本年度の概算交付額の確定により、1億4,873万2千円の増額補正をお願いしております。次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、1,254万1千円の減額補正をお願いしております。その内容は、第1項 国庫補助金の財政調整交付金と同様の事由により、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で、1,069万5千円の減額、9ページにお移りいただきまして、第2節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、63万9千円の減額、第3節介護納付金分普通財政調整交付金で、120万7千円の減額補正をお願いしております。次に、第10款諸収入、第2項雑入では、第8目歳入欠かん補填収入で、歳出で申し上げる前年度繰上充用金の補正に伴う減額、107万2千円と、本予算補正から生じた財源8,016万1千円、あわせまして8,123万3千円の減額補正をお願いしております。

10ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の

補正についてであります。はじめに、第1款総務費、第2項総務管理費では、第1目一般管理費で、レセプト審査支払システム等の最適化に伴う国民健康保険システム変更業務委託料63万円の増額補正をお願いしております。次に、第2款保険給付費では、第1項療養諸費で、それぞれの目におきまして、国・県支出金の減及び前期高齢者交付金の増による財源振替をお願いしております。

11ページにお移りいただきまして、第2項高額療養費では、第1項療養諸費と同様の事由により、財源振替をお願いしております。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等では、第1目後期高齢者支援金で、本年度の拠出額が確定したことから、1,453万1千円の減額補正をお願いしております。次に、第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金では、第1目老人保健医療費拠出金で、本年度の拠出額が確定したことから、341万8千円の減額補正をお願いしております。

13ページにお移りいただきまして、第6款介護納付金、第1項介護納付金では、第1目介護納付金で、本年度の納付額が確定したことから、1,724万5千円の減額補正をお願いしております。次に、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金では、第1目一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の償還金870万5千円、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への償還金25万4千円、あわせまして895万9千円の増額補正をお願いしております。第2目退職被保険者償還金では、退職者医療療養給付費等交付金に係る過年度分の償還金459万5千円の増額補正をお願いしております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第12款前年度繰上充用金では、平成21年度決算により、執行額が確定したことから、107万2千円の減額補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第36号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田委員 毎年のように国民健康保険事業というのは赤字の状態なんですけれども、全国的に見てですね、黒字になっているようなそういう自治体があるのかどうかということと、それにつけてですね、もしあればどういうふうな方法で黒字になっているのか、その2点教えてもらえたらと思います。

国保医療課長 全国的に見ますと黒字の団体もございます。その理由につきましては、ひとつ目には歳入の確保、ふたつ目には歳出、特に医療費の適正化、これが重要な要素になってまいります。歳入を確保した場合でも歳出の医療費が伸びますと、その分赤字になってまいりますので、歳入、歳出両面に渡っての施策の推進が必要なものと考えております。なお、本町の場合でしたら幸いに、ここ2年間単年度収支が黒字となってまいりました。この状況は、制度的なものもございますけれども、歳出のみも平成19年度でしたら療養給付費が0.5%、20年度でしたら0.3%と、徐々に落ちてきている状況ですので、このような状況を今後も続けていきまして、注意深く見守ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

木田委員 今、黒字のところもあるとおっしゃいましたけども、全国的にどれぐらいのパーセンテージで自治体があるんですか。

国保医療課長 おおよそ半分、もしくは6割程度の黒字となっている状況でございます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第37号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、議案第37号 平成22年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課
長

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。

今回の補正では、国土交通省所管の個別補助金が原則廃止となり社会資本整備総合交付金に一括された制度改正によります財源の変更と、町の主要な管渠である稲葉汚水幹線の築造に伴い、平成22年度から平成23年度の2ヶ年で実施するための継続費の補正をお願いするものでございます。

補正額につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算事項別明細書、補正予算書の6ページをお願いします。歳入につきまして第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業国庫補助金で1千万円の減額補正。第7款町債、第1項町債、第1目下水道事

業債で1千万円の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。歳出につきましては、第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管きょ等新設改良費で、歳入の補正に伴い国県支出金から地方債に1千万円の財源振替を行ないます。

次に、3ページにお戻りいただけますでしょうか。下段、第3表地方債補正でございます。起債の目的1. 公共下水道事業におきまして町債の増額補正に伴い限度額を3億7,840万円に1千万円を増額いたしまして、3億8,840万円に補正を行うものでございます。次に、同じく3ページの第2表 継続費でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第12処理分区稲葉污水幹線）におきまして、平成22年度7,900万円、平成23年度1億7,200万円を年割額といたしまして、総額2億5,100万円の継続費を新たに設定する補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

（ 補正予算書朗読 ）

下水道課長 以上、議案第37号 平成22年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。何卒、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第38号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 議案第38号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 今回の補正については、前回の委員会で説明させていただきました内容と同じでございます。概要について、説明させていただきます。補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算につきまして、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金におきまして、後で説明いたします、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の増額補正に伴い、減額補正が必要となったため、33万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金におきまして、繰越金に残額が生じるため、介護給付費準備基金繰入金の減額補正が必要となったため100万円の減額を、また、第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金におきまして、平成21年度の介護従事者処遇改善臨時特例交付金に未執行が生じたことにより追加補正が必要となったため、33万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金におきまして、平成21年度決算の確定に伴い、歳入金額のほうが多かったため、その差額について平成22年度に繰り越すことになり、繰越金額分3,089万3千

円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページの歳出の歳出のほうでございまして。第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、平成21年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積み立てるため、1,970万9千円の増額補正を、また第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金で33万1千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者保険料還付金では、平成21年度分の被保険者保険料の払戻しとして、第1号被保険者保険料還付金が確定したことから81万7千円の増額補正をお願いするものがあります。また、第2目償還金では、903万6千円を増額するもので、平成21年度において給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費国庫負担金等を国、県等から受け入れており、翌年度清算として平成22年度にこの超過交付額を返還することから、償還金利子及び割引料の増額補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長 以上で、議案第38号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、原案通りご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 6ページにあります基金積立金のところなんですけれども、補正前、介護保険給付費準備基金、補正前であれば8万8千円しか見込んでなかったものを、21年度決算で剰余金が出たので、積立額を増やすということなんですけれども。これで積立金が、基金の総額が、今いくらになったのか、

保険料の見直しの年がありますよね。3年ごとに。計画は5年ごとなんですけど、保険料見直しは3年ごとだったと思うんですけども。保険料の見直しの年はいつになっていましたでしょうか。

福祉課長 見直しにつきましては、今期は平成21年度から23年度になりますので、23年度に検討させていただいて、24年から3年間ということになります。それと基金残高につきましては少し確認しますんで。

住民生活部長 21年度末で、介護保険給付費準備基金につきましては7,700万程度ございました。今回の補正で1,970万8,761円を積上げますので、今現在では9,671万5,045円が基金に残るということになります。

里川委員 この21年からの見直しの時にですね、いろいろ介護保険の制度が変わっていく中で、不安定な要素もあるからということで保険料を上げた。上げた時に、その時はできるだけ低所得者に考慮するよということ、段階を斑鳩町では広げていただきました。そういうことはいろいろ今まで申し上げてね、町も検討して十分よくやっていたとは思いますが、それにしましてもね、基金の積み上げが今年度、22年度に積み上げこれぐらいとってたのが、大きく積み上がるわけなんで、今部長おっしゃったように9,600万円、23年度でどんなことになるのかわからないんですけどもね。翌年度、今年の精算は、見通しとしてどうなるかわかりませんが、また以前から申し上げてますように、この基金の残高につきましては、その3年間の事業を見た上で、今後の3年間の事業を見据えてこの基金の運用というものは十分に検討してもらわな部分なので。その点についてはちょっと残高の確認をさせていただくとともに、意見としてましては、次の見直しを検討する場合、また十分運用していただくよということをお願いしておきたいと思えます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第39号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第39号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございません。補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、平成21年度会計における繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険料の払戻しに要する補正となっているところでございます。恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入補正予算からご説明をさせていただきます。

第5款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で、平成21年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等及び還付未済となった保険料に

係る広域連合からの還付金を繰り越すもので、87万3千円の増額補正をお願いしております。5ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金では、第1目後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しさせていただき保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金43万円の増額補正をお願いしております。次に、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付換算金では、第1目保険料償還金及び還付加算金で、繰越しさせていただき広域連合からの還付金を被保険者に償還することから、償還金44万3千円の増額補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第39号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 5ページにあります償還金の関係なんですけれども、この44万3千円の償還、被保険者への還付なんですけど、もう少し詳しく内容について教えていただきたいと思います。何件ぐらいあるのか、それと理由というのはいろいろあると思うんですけども、どういう状況で何件がこのような還付をしなければならなくなったのか、一応制度の中での認識を深めるために詳しくお聞きをしておきたいと思います。

国保医療 未還付の件数なんですけども、おおよそ40件程度でございます。その理

課長

由なんですけども、死亡される場合が特に多くございまして、その場合につきましては、法定相続人の提出をお願いしているところなんですけども、なかなかその提出をいただけなくて、年度内に償還できないケースであったり、所得税の変更等もございまして、そういった件でなかなかこちらのほうに申請、そういったものをいただけないケースがございまして、逐次こちらのほう通知させていただいておるところでございまして、そういったところから還付未済の部分が残ってきたということでございます。

里川委員

ということは、こんなたくさんこういうのがあったら、斑鳩町の国保医療課のほうでこの還付の事務をしていかんとあかんくて、そういう死亡にかかったらほんまにややこしい手続きもあるやろうから、それ待って、また促してとかそういうことを、全部、斑鳩町が、この40件あれば対応していかなあかん。残ってきたんが40件ということは、年間で言えばどの程度あるのかわかりませんが、かなり大変な事務なんだというふうに、今ちょっと40件と聞いて、繰り越さなあかんのが40件でね。大変な仕事、市町村、広域連合での事業といえどもね、市町村の事務も大変だということ認識させていただきましたが、なかなか宙に浮いてたらやっぱりいかんの、またきちっと償還できるように努力をしていただきたいと思います。以上です。

委員長

他、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員のほうから何か質疑、意見等がございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時8分 閉会)

